

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

～税理士損害賠償請求訴訟～
競業禁止契約

朝倉 洋子〔目黒〕

はじめに

丁度4年前の平成20年10月号の解体新書で、税理士に対する損害賠償請求訴訟が初めてニュースになったのは昭和61年のことであり、その後、約20年間に過ぎた時点で100件を超える税理士損害賠償請求訴訟が収録されていることをお知らせしました。

平成25年9月16日現在、TAINSの税法データベースを検索すると、税理士損害賠償請求に係る事件は、122件に達しています。

今回は、この中から税理士事務所勤務した者の競業禁止義務又は競業禁止契約について争われた判決を紹介いたします。

事例Ⅰ. 税理士事務所を退職した者の競業禁止義務
平24.4.26大阪地裁判決
(Z999-0130) (棄却)

この事件は、会計帳簿の記帳及び決算に関する業務等を目的とする会社である原告会社A社とA社の代表者であり甲税理士事務所の屋号で税務代理及び税務相談等を業としている原告甲が、A社を退職した被告乙、丙、丁、戊に対し、被告らが就業規則に違反し、違法に原告らと競業し、かつ、不正の利益を得る目的で営業秘密を使用したなどとして、雇用契約における債務不履行ないし不法行為並びに不正競争防止法2条1項7号及び同法4条に基づき連帯して6,090万円の損害賠償を求めたという事案です。

大阪地裁は争点1の「乙らは、就業規則等に違反し、違法に甲らと競業したか」について、「乙らが担当顧客らに積極的に働きかけて、甲らとの契約を解除させ、新たに契約を締結させた

という原告らの主張は、前提を欠いており、採用することができない。」とし、争点2の「被告乙らは、就業規則等に違反し、原告らの顧客情報等を使用したか」について、担当顧客のところへ退職の挨拶に赴いたからといって、その限度では、原告らの業務の一環として赴いたという側面を否定することはできず、本件情報のうち、担当顧客の社名、氏名、住所、連絡先に関する情報を自己のために使用したということではできずと判断し、争点3の「被告乙らは、不正の利益を得る目的で、原告らから示された営業秘密を使用したか」について、乙らが担当顧客らと原告らとの契約内容(料金)に関する情報を使用して、原告らより低廉又は同一の価格を顧客らに提示して勧誘したとも主張するが、これを認めるに足りる確かな証拠もないと判示して、原告A社と甲税理士の請求を棄却しました。

事例Ⅱ. 税理士事務所を退職した後の競業禁止契約、保証契約違反(一審判決)
平21.7.24千葉地裁松戸支部判決
(Z999-0142) (一部認容)(被告控訴)

この事件は、税理士法人である原告A社が、被告乙との間で、就職時に競業禁止契約を締結し、その際、乙の妻被告丙との間で、保証契約を締結したところ、乙がA社から退職後に、この競業禁止契約に違反して、A社の顧客に対し税理士業務及び会計業務を行ったと主張して、①乙に対して、競業禁止契約の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、②丙に対して、保証契約に基づき、被告らが連帯して損害3005万4000円等を支払うことを求めたという事案です。

千葉地裁松戸支部は、本件競業禁止契約2項の合理性については、これを全面的に無効と解することは相当ではなく、その限りにおいて、これを本件競業禁止契約1項と一体をなすものとして解さなければならない合理性も見当たらないのであるから、被告らの主張は採用しないとした上で、競業を禁止することの合理性を認め得る範囲において本件競業禁止契約の有効性を認めても、これによって原告の従業員であった被告乙の労働者としての権利及び自由が不当に害されるといえないのであって、むしろ、本件のように、使用者である原告から税理士資格取得のための厚遇を受けながら、原告退職後相当の年月を経ることなく原告の従前の顧客を奪取した被告乙について、本件競業禁止契約に基づく合理的に限定された責任原因の範囲内の責任を追及することすら許さないとすることは労働基準法の法理を超えるものであって相当でないとし、原告の損害額を1134万3850円と判断しました。

事例Ⅲ. 税理士事務所を退職した後の競業禁止契約、保証契約違反(控訴審判決)
平21.12.3東京高裁判決
(Z999-0143) (原判決変更)(確定)

東京高裁は、原審判決を引用した上で、損害額の計算においては、一部につき誤りのあった部分を改め、控訴人(一審被告)は、被控訴人(一審原告)に対し、損害額1104万9850円の支払を求める限度で理由があると判示し、確定しました。

まとめ

事例Ⅰのケースでは、被告らは、退職するに当たり「誓約書」を作成して

おり、「営業上の情報並びに顧客情報その他一切の内部情報に関する資料等の一切」について、返還し、自ら保有していないことを確認するほか、秘密保持、損害賠償等につき確認書により合意していますが、大阪地裁は、担当顧客に対し、契約締結を積極的に働きかけた事実を認めることはできず、したがって、その際、これらの情報を使用したと認めることはできないと判示しています。

また事例Ⅱのケースでは、「競業禁止契約の誓約書」を締結しており、「当事務所の許可なく、在職中はもとより退職後3年間は公認会計士事務所、税理士事務所等の同一業種には就かないことを誓約致します。」とした上で、これに反した場合は、年間報酬見積額の5倍を支払う旨の記載がありますが、千葉地裁松戸支部は、A社と乙との間の競業禁止契約は、少なくとも乙が在職していた間及び乙が退職した日の翌日から2年間のうちに、A社に現実的に生じた損害を賠償するという限りにおいて、合理性を否定することはできず、乙の職業選択の自由を不当に害するものということではできず、その限度においては有効と判示しています。

増え続ける税理士損害賠償請求事件における契約書・誓約書の重要性を物語る最近の判決です。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ
TEL: 03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが…

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

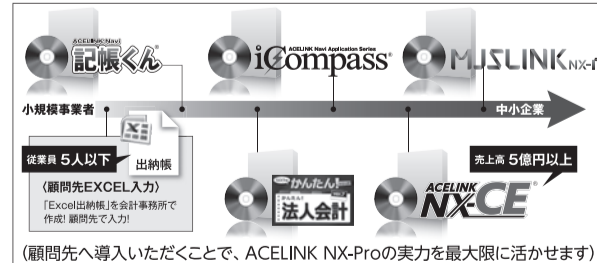
ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ
ACELINK NX-Pro 検索

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強カプロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクル(経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画)に沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789